

三木町公告第 50 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）を変更するので、同条第7項の規定により公告し、当該地域計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該地域計画に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに、町に意見書を提出することができる。

令和8年10月1日

三木町長 伊藤 良春

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区

① 平井地区

2 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧期間

自 令和8年10月1日

至 令和8年10月15日

3 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧場所

三木町役場農林課 木田郡三木町大字氷上 310 番地

4 意見書の提出について

（1）提出先

三木町役場農林課

（2）提出方法

郵送、電子メール又は持参によることとし、電話や口頭での意見は受け付けられない。

5 意見書の提出の際の留意事項

- (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、連絡先を記載すること。
- (2) 法人にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。
- (3) 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

6 提出された意見の取扱い

- (1) 意見書の内容は公表することがある。ただし特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害する恐れがある等の場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。
- (2) 意見書に対しては個別の回答を行わず、地域農業経営基盤強化促進計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年10月30日(予定) (第10回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	三木町 37341
地域名 (地域内農業集落名)	平井地区 (池戸、平木、鹿伏、井上)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	333 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	172 ha
② 田の面積	271 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	62 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.6 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	89 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	58 ha
(備考)遊休農地面積3.3ha	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地区内の農用地は、圃場整備事業で整備された農用地が多く、地域内外の土地利用型の集落営農法人や認定農業者が多く集積している。また、イチゴの施設栽培も盛んで新規就農者も多い。農業者の高齢化や後継者不足はあるが、集落営農法人等が規模拡大を図り、遊休農地等を防いでいる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域は地域内外からイチゴの新規就農者も着実に増えているため、高収益であるイチゴを中心に稼げる農業体制を構築し、新規就農者の確保に努める。また、近年米麦に加え、地域外の畜産農家と連携し、耕畜連携等によるWCS栽培が今後も増える見込みである。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

新規就農者に農用地を優先的に斡旋する。

地元の意向を汲みつつ、地域の担い手を対象として優先的に農用地を貸し出し、その後、地域外や入作農家等を調整する。

水稻の裏作として麦や露地野菜栽培等を行うことで農用地を効率的に利用し、農業経営の複合化を推進する。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	27.7	%	将来の目標とする集積率	27.9	%
--------	------	---	-------------	------	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

自己所有農用地については、自己管理による保全を基本として、後継者がいない等で維持管理ができない農地については、農地機構や近隣の担い手等に打診して農用地の集団化を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地機構を活用して、地域の新規就農者や認定農業者を中心に農用地の集積・集約化を推進し、農用地の集団化を図る。また、受け手がいない場合は、地域外の担い手と調整する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農業者の高齢化により、経営規模の縮小や、離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農用地の所有者の意向を踏まえた上で農地機構に貸し付け、農用地を地域内の新規就農者や担い手を中心に集積・集約するとともに、引き受け手がいないときは地域外の担い手で調整する。
(3)基盤整備事業への取組
既に実施しているところが多く、新たな計画はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
東讃農業改良普及センターと協力連携して、認定農業人材等の多様な経営体の掘り起こしや確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
非担い手農家を中心に農業支援グループ等への委託作業を利用し農地の維持管理を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

⑨近年の飼料高や麦の単価安に対応するため、地域内外の畜産農家と連携し、耕畜連携によりWCSや飼料作物を増やす。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			(目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
		別紙のとおり				ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	34経営体		103.1 ha	0 ha		103.7 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	あい里三木農業支援グループ	農作業受託等	米等
2	田中南部営農組合	農作業受託等	米等

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

目標地図

